

国総環第 116 号
令和 3 年 3 月 31 日

当面の「環境行動計画」の取扱いについて

国土交通省総合政策局

現行の環境行動計画については、計画期間を 2020 年度までとしているが、現在、政府の地球温暖化対策計画等の見直しに向けた検討が進められており、これと整合を図りながら、新たな環境行動計画を策定する必要がある。新たな環境行動計画の策定に向けては、社会資本整備審議会及び交通政策審議会交通体系分科会の環境部会合同会議において調査審議を進めているところである。

このため、新たな環境行動計画を策定するまでの当面の間は、現行の計画に掲げられた施策を推進することとする。